

被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 東日本大震災津波による被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援するとともに、コミュニティ形成と一体となった被災者的心身のケア等の取組の推進を図るため、被災者の積極的な参画の下、支援団体等が被災者の生きがいづくり等に効果的な支援活動を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 東日本大震災津波による被災者をいう。
- (2) 支援団体等 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合、株式会社等の団体（複数の団体等を構成員に含む協議体を含む。）をいう。

(補助事業者)

第3 補助事業者は、第4に規定する事業を行う支援団体等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的としていないこと。
 - (2) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
 - (3) 補助事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
 - (4) 団体の組織及び活動に関する情報開示がなされていること又は補助事業の取組期間中に適正な情報開示がなされる予定であること。
 - (5) 繙続的に活動を行う団体であること。
 - (6) 定款規約若しくはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書並びに予算及び決算書が整備されていること又は補助事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。
 - (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 2 支援団体等が協議体である場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 構成員である団体等が前項に掲げる要件に適合すること。
 - (2) 代表者が定められていること。
 - (3) 補助事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が定められていること。
- ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

- イ 協議体の意思決定方法
- ウ 協議体を解散した場合の地位の継承者
- エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法
- オ その他協議体の運営に関する必要な事項

(4) 補助事業を行うための一連の手続について、複数の者が関与する等、事務手続に係る誤りや不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(補助金の交付の対象となる事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 被災者自身が主体的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。
- (2) 被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。
- (3) コミュニティ形成と一体となった被災者的心身のケア等を支援する事業であること。
- (4) 対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる事業であること。
- (5) 繼続的に被災者が参加できる事業であること。
- (6) 震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業にあっては、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であること。
- (7) 費用対効果の観点から妥当な事業であること。
- (8) 対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。
- (9) 事業の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事業でないこと。
- (10) 対象地域が県内の複数の自治体に渡る事業であること。
- (11) 復興庁又は他の自治体が実施する「心の復興」事業により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第5 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1の区分に掲げる経費のうち、既に公的機関等の補助金を活用している経費は、補助対象外とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業に要する経費の2割を超える増減を伴う変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業実施主体の変更
- (4) 補助事業対象地域の変更
- (5) 補助事業内容の重大な変更

(申請の取下期日)

第7 規則第8条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日を経過する日とする。

(財産の管理等)

第8 補助事業者は、補助対象事業の実施によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第1号）を備えて管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9 規則第19条第1項の知事が定める期間は、財産の種別に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数のとおりとする。

2 規則第19条第1項第2号の機械及び重要な器具で知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第10 補助事業者は、知事から求めにより、補助事業の遂行の状況に係る報告をしなければならない。

(立入検査等)

第11 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならぬ。

(書類の整備等)

第12 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、証拠書類とともに、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(前金払)

第13 知事は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、被災者の参画による心の復興事業費補助金前金払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第14 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のこと）。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに被災者の参画による心の復興事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第3号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第15 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補助金の収益納付）

第16 補助事業者は、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、被災者の参画による心の復興事業費補助金収益状況報告書（様式第4号）により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（補則）

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表第1（第5関係）

補助対象経費		
補助対象経費は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。		
区分	経費	補助額
報酬 賃金 共済費	補助対象事業の実施に直接必要な職員の雇用等に要する経費等	当該経費に相当する額。 ただし、1事業当たり200万円を限度とする。 なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
報償費	補助対象事業の実施に直接必要な講師等に対する報償費等	おって、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業にあっては、上記の限度額に150万円を上限に知事が認める額を加算する。
旅費	補助対象事業の実施に直接必要な旅費及び宿泊費	
需用費	補助対象事業の実施に直接必要な消耗品費、燃料費、茶菓代、用紙代及び印刷代等	
役務費	補助対象事業の実施に直接必要な通信運搬費、広告料、保険料、振込手数料等	
委託料	補助対象事業の実施に直接必要な外部への業務の一部委託に要する費用等	
使用料	補助対象事業の実施に直接必要な有料道路使用料や会議室借料等	
賃借料	補助対象事業の実施に直接必要な建物や駐車場等の賃借料	
備品購入費	補助対象事業の実施に直接必要な備品の購入に要する経費	

別表第2（第15関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金交付申請書 1 所要額明細書 2 事業計画書 3 その他知事が必要と認める書類	第5号 第6号 第7号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 所要額明細書 2 事業計画書 3 その他知事が必要と認める書類	第8号 第6号 第7号	1部 1部 1部	当該事業の変更、中止又は廃止を行う日の10日前まで
規則第6条第1項第4号の規定により知事に報告する場合の書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金遂行状況報告書 1 知事が必要と認める書類	第9号	1部	当該事由が生じた後、遅滞なく
規則第13条第1項の規定による書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金実績報告書 1 実績調書 2 精算額明細書 3 事業成果報告書 4 取得財産等管理明細書 5 その他知事が必要と認める書類	第10号 第11号 第12号 第13号 第14号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
	被災者の参画による心の復興事業費補助金請求書	第15号	1部	別に定める。

【様式一覧】

- 様式第1号（第8関係） 取得財産等管理台帳
- 様式第2号（第13関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金前金払請求書
- 様式第3号（第14関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金消費税等仕入控除税額
報告書
- 様式第4号（第16関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金収益状況報告書
- 様式第5号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金交付申請書
- 様式第6号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金所要額明細書
- 様式第7号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金事業計画書
- 様式第8号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金変更（中止、廃止）
承認申請書
- 様式第9号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金遂行状況報告書
- 様式第10号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金実績報告書
- 様式第11号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金実績調書
- 様式第12号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金精算額明細書
- 様式第13号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金事業成果報告書
- 様式第14号（別表第2関係） 取得財産等管理明細書
- 様式第15号（別表第2関係） 被災者の参画による心の復興事業費補助金請求書